平成２９年（フ）第２５５８号
大阪市西成区潮路１丁目５番24号　ＩＲＩＥＬ号室、前住所大阪市浪速区大国２丁目11番11号　エルミタージュ難波南Ⅲ　201号
債務者　貞宗　健二
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５８０号
大阪市東住吉区鷹合４丁目３番12号　ウィル鷹合103号
債務者　吉田　陽子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６３７号
大阪市東淀川区豊新５丁目12番55号　マンションパドレ　102号
債務者　近藤　浩
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７９３号
大阪府吹田市泉町４丁目19番12号
債務者　瀬戸　耕司
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１７８号
大阪府東大阪市南荘町３番23号
債務者　戸髙　志徳
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２９７号
大阪市東成区大今里２丁目34番18号
債務者　籔下　孝一
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３３３号
大阪市北区中崎２丁目２番12―409号、前住所大阪市北区中崎西１丁目１－７　トーカンマンション東梅田206号
債務者　仁科　徹彦
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３４９号
大阪府寝屋川市緑町19番１―405号
債務者　上村　成利
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３８７号
大阪市東成区東中本２丁目10番８号　プラザ緑橋202号
債務者　井村由美子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４１５号
大阪府枚方市藤阪東町３丁目２番１―205号
債務者　西村　厚子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４１６号
大阪市淀川区宮原１丁目８番11―307号
債務者　薄田　澄子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４３４号
大阪府茨木市鮎川４丁目13番22号　スウィートコーポ　205号
債務者　橋本八千代
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８００号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘６棟903号
債務者　浦崎　和江
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０４３号
名古屋市中川区中島新町４丁目1510番地　第１さくらマンション中川402号、従前の住所名古屋市港区宝神１丁目106番地の２
債務者　高橋　智美
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０５０号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字中切647番地の４　チサンマンション大治704号、従前の住所愛知県弥富市平島町五反割102番地９
債務者　床波　伸也（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０７２号
名古屋市西区玉池町302番地　ハイツ牧野301号
債務者　爲我井将一朗
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０８７号
名古屋市中村区豊国通２丁目23番地の１　コーポ豊国20Ａ
債務者　鬼頭　明美
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部